解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年一月二十九日開催の臨時総会の決議並びに農林水産大臣の許可により、平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月一日

東京都港区赤坂一丁目九番一三号

社団法人農林放送事業団

代表清算人　川合　淳二

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年十月二十六日の臨時総会において解散を議決した上、平成二十二年三月二十五日の総会において解散することを確認し、平成二十二年三月三十一日に解散いたしました。ついては、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月一日

東京都千代田区麹町一―三ダイアン麹町ビル四階

社団法人日本戦災遺族会

代表清算人　岩田　一夫

解散公告（第一回）

当法人は、寄附行為で定めた存続期間の満了により、平成二十二年三月三十一日をもって解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月一日

神奈川県藤沢市鵠沼東八番二号

財団法人藤沢市スポーツ振興財団

代表清算人　水嶋　正夫

解散公告（第一回）

当法人は、寄附行為で定めた存続期間の満了により、平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月一日

神奈川県藤沢市鵠沼東八番一号

財団法人藤沢市芸術文化振興財団

清算人　田中　一次

解散公告（第一回）

当法人は、寄附行為第三十三条第一項の存続期間の満了により平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月一日

新潟県新潟市中央区鐘木一八五番地一八

財団法人新潟勤労者福祉振興協会

清算人　能登谷　巌

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年三月三十一日をもって寄付行為第三十三条第一項の存続期間の満了により解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月一日

新潟県新潟市中央区鐘木一八五番地一〇

財団法人新潟地域産業振興センター

清算人　能登谷　巌

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十二年三月十六日妙高市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月一日

新潟県妙高市石塚町二丁目一〇九〇番地

石塚大崎土地区画整理組合

代表清算人　堀　謙三

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年四月一日、富山県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月一日

富山県富山市上滝五二五

財団法人富山市大山開発公社

清算人　村塚　英幸

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十二年三月十九日静岡県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月一日

静岡県磐田市森岡一五〇番地

磐田市遠州豊田ＰＡ周辺土地区画整理組合

清算人代表　鈴木　昭二

解散公告（第一回）

当法人は、愛知県教育委員会の許可により、平成二十二年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月一日

名古屋市中村区名駅四丁目九番八号

財団法人豊田通商国際育英会

代表清算人　清水　順三

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十一年三月二十五日名古屋市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月一日

名古屋市緑区倉坂一五一九番地

名古屋市大高下瀬木土地区画整理組合

清算人代表　牧野　幸男

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年二月八日、三重県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月一日

三重県四日市市西村町三八〇番地三

清算法人西村土地改良区

代表清算人　柴田　清尚

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年三月三十一日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月一日

滋賀県近江八幡市安土町小中一五二番地一

社団法人安土町シルバー人材センター

代表清算人　奥田　良三

解散公告（第一回）

当社は、平成二十二年三月二十六日開催の臨時総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月一日

滋賀県大津市別保二丁目九―四八　大輪建設ビル内

特定非営利活動法人ビジネスサポート・ネットワーク　代表清算人　久保田英誠

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十二年三月三十一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月一日

兵庫県尼崎市東大物町一丁目一番一号

兵庫県立尼崎病院内

財団法人兵庫県立尼崎病院和親会

清算人　藤原　久義

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月一日

奈良県大和高田市幸町二番三三号

財団法人奈良県広域地場産業振興センター

代表清算人　荒井　正吾

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年十一月二十日開催の理事会の決議並びに奈良県知事の許可を受け、平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月一日

奈良県北葛城郡王寺町王寺二丁目一番二三号

財団法人王寺町施設管理公社

清算人　保井　伸介